

# 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組について

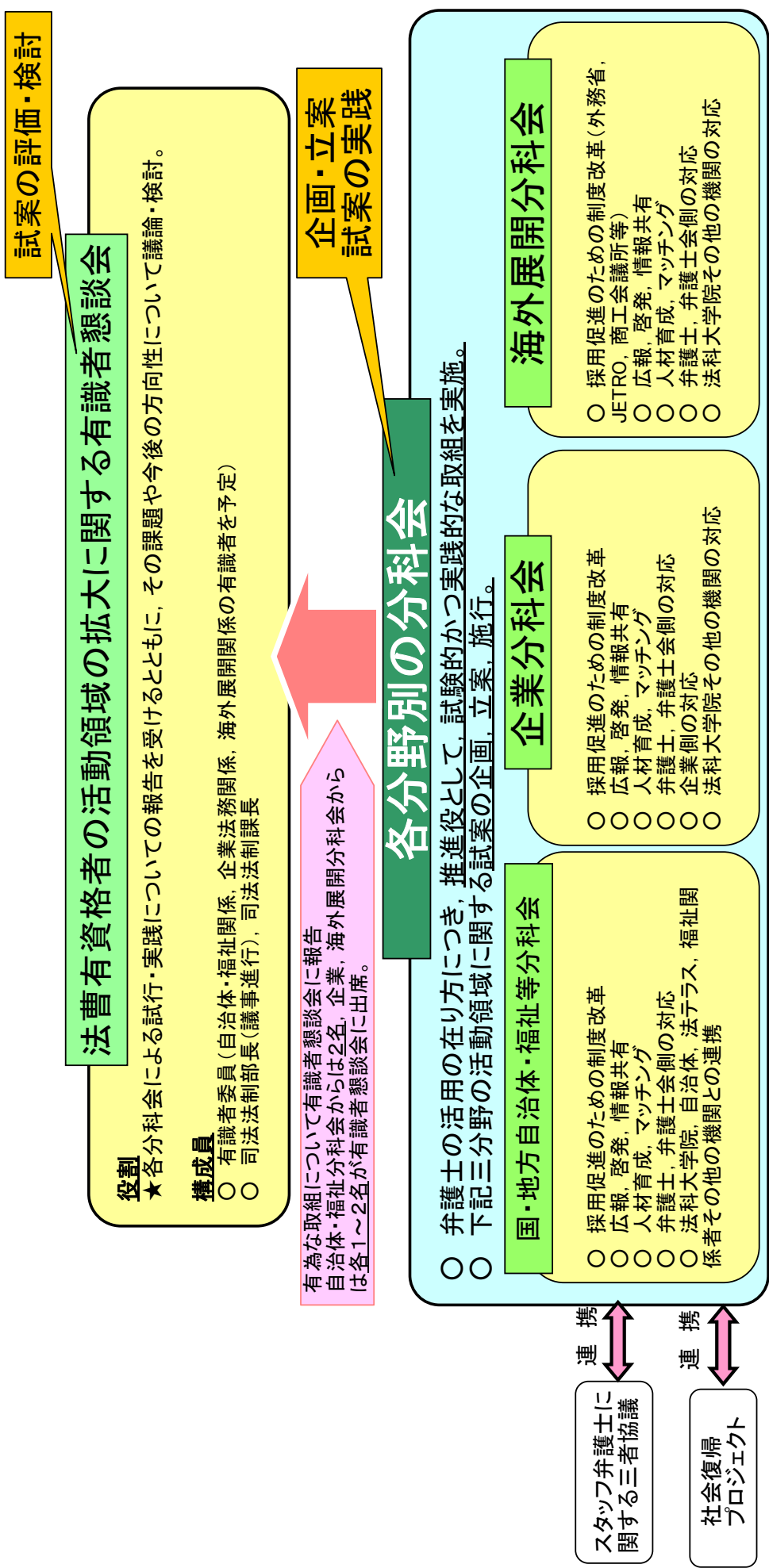
## 基本的な視点

法曹有資格者が、社会のニーズに積極的に対応し、公的機関、企業、国際機関等をはじめとして社会の隅々に進出し、多様な機能を発揮することにより、「法の支配」を全国あまねく実現し、もって国民の利益に資すること

	取り組むべき課題	現在までの取組状況	今後の試行・取組の予定
国 ・ 自治体 ・ 福祉等	国の機関での活動領域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省大臣官房司法法制部での弁護士の研修(H25.5より)</li> <li>・復興に関係する機関での弁護士の任期付公務員等としての採用(公募中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省保護局・矯正局での弁護士の研修(H26.1より保護局, H26.6より矯正局各1名)</li> </ul>
	地方自治体での活動領域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地自治体への法曹有資格者派遣に向けたニーズ調査(15自治体)及び弁護士の派遣(4自治体)</li> <li>・行政連携センターの運用開始(大阪弁護士会等)</li> <li>・地方自治体における弁護士の役割に関する説明会、シンポジウム(H25.11及びH26.1実施予定・日弁連等)</li> <li>・日弁連法務研究財団 条例づくり・レビュー研究会発足・稼働中 大津「いじめの防止に関する行動計画」策定</li> <li>・全国の弁護士会における行政連携活動の実態調査、全国の自治体(市レベル以上)における法的ニーズ把握のためのアンケート調査、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケート調査(いずれも実施中)</li> <li>・自治体向けパンフレット等による広報活動(実施中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地自治体での法曹有資格者派遣の更なる拡大に向けた取組</li> <li>・全国版行政連携センター(仮称)設置(日弁連・H25年度中) ※ 同趣旨のシンポジウムは引き続き実施を継続</li> <li>・H26～ 他の自治体への条例等制定支援働きかけ</li> <li>・アンケートや調査結果の検討、報告</li> </ul>
	福祉分野における活動領域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆市等での法テラス常勤弁護士の研修</li> <li>・法テラスによる司法ソーシャルワークの取組(実施中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法テラスにおける今後の取組: 顧問会議、有識者懇談会等で方向性につき、議論、検討</li> <li>・明石市からの市庁舎への法テラスの窓口設置の要望に対する対応(H26.4を目処)</li> <li>・鹿角市(秋田県)からの法テラス司法過疎地域事務所の設置の要望に対する対応 ～地域連携パイロット事務所の試験的かつ実践的な取組～</li> </ul>
企業 業	企業における弁護士の採用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日弁連における、これまでの求人求職事業の運用状況調査(実施中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひまわりキャリアサポートオフィス(仮称)」設置(日弁連・H25年度中) ※ 女性弁護士への支援及びネットワークの構築も含む</li> </ul>
	女性企業家・企業内女性弁護士支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査(実施中) 金融機関、女性企業家団体及び企業内女性弁護士等からのヒヤリング等</li> </ul>	
	法曹養成段階及び継続教育でのカリキュラムの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業内リーガルセッションワークショップ」(H25後期から・慶應)</li> <li>・法科大学院における継続教育の普及に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法科大学院(慶應等)における継続教育の実施(H26.4より)</li> <li>・企業内若手弁護士向け継続研修(日弁連)</li> </ul>
海外展開	海外において活躍できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外弁護士会と交換インターン(H25.1覚書締結)</li> <li>・駐日国際機関でのインターン</li> <li>・国際分野志望者のためのセミナー開催(H22より毎年開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日弁連推薦留学制度対象校の拡充</li> <li>・英語の習得を目的とした講座の開講の検討</li> <li>・法科大学院における継続教育の実施の検討</li> </ul>
	法曹有資格者の海外進出の促進・拡大		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際機関等での日本の法曹有資格者の採用促進 ⇒ 外務省 国際機関人事センターと日弁連の連携(H25.12より協議開始)</li> </ul>
	弁護士による中小企業等の海外展開支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開支援のための在外調査・研究(予算要求中)</li> <li>・中小企業海外展開支援弁護士紹介制度開始(H24.5より 東京, 神奈川, 愛知, 大阪, 福岡)</li> <li>・eラーニング等による中小企業の海外展開に関する研修(日弁連・実施中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算措置後、法曹有資格者の海外への派遣(H26年度)</li> <li>・左記紹介制度の地方展開(現在進行中)及び全国的バックアップ体制の拡充</li> </ul>



# 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（イメージ）





## 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について

### 1 弁護士・法テラス常勤弁護士派遣プロジェクト型スキーム

#### (1) 地方自治体の職員として派遣

- ・ 特に被災地自治体での採用（これまでに福島県相馬市・同県浪江町，宮城県気仙沼市・同県東松島市に法テラス常勤弁護士，岩手県山田町，宮城県石巻市に一般弁護士派遣の実績あり）を拡大すべく，10月からキャラバン実施予定

#### (2) 国・地方自治体に研修員として派遣

- ・ 法務省司法法制部（H25.5～H25.12），伊豆市（H24.12～H25.9）で法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記の他にも研修受入れ省庁・自治体を更に拡大  
法務省矯正局・保護局，その他の省庁  
伊豆三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）合同

#### (3) 福祉関係団体における研修等

- ・ 社会福祉法人南高愛隣会（H25.1～H25.3），社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団（H25.1～H25.6）でスタッフ弁護士の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記2団体の他にも研修の受入先等を更に拡大  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会  
和歌山県地域生活定着支援センター 等

## **2 アウトリーチによる法的需要発掘スキーム**

### (1) 司法ソーシャルワーク試行プロジェクト（別紙1）

- ・ 法テラス東京法律事務所等において試行
- ・ 高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題の発見・解決

### (2) 伊豆三自治体プロジェクト（別紙2）

- ・ 伊豆の三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）に研修派遣されたスタッフ弁護士及び法テラス沼津所属のスタッフ弁護士が、地域の機関・団体等と連携して地域の法的需要を発掘

## **3 新たな領域等への積極展開スキーム**

### (1) 法曹有資格者の海外派遣プロジェクト（別紙3）

- ・ 日本企業・邦人支援の方策，国際訟務案件に関する情報の調査・研究のため，法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣（平成26年度予算要求中）
- ・ 海外展開支援総合協議会（別紙4）との連携

### (2) 企業採用促進スキーム（別紙5）

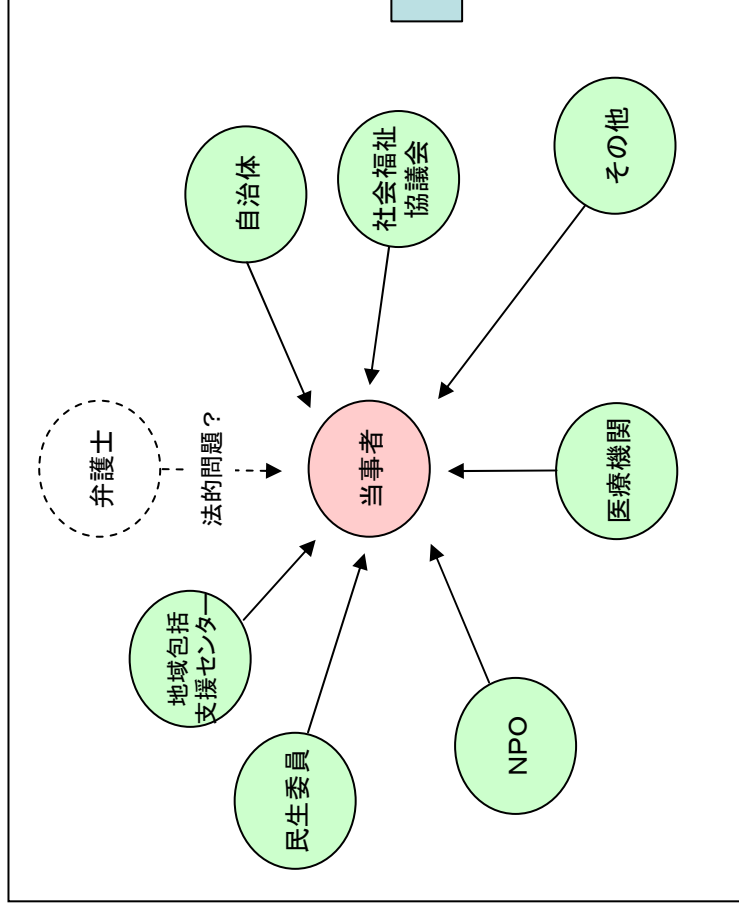
- ・ 企業内で弁護士を活用するための新たな養成形態

# 法テラスにおける司法ソーシャルワーク試行プロジェクト

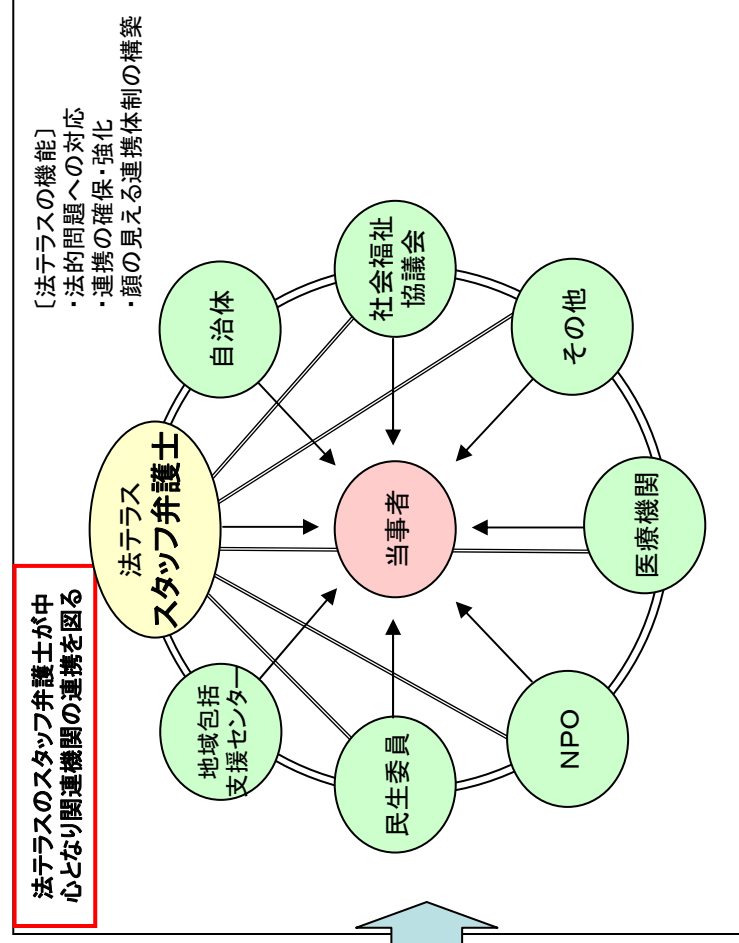
〔司法ソーシャルワーク：自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対し，法テラスと関連機関等の連携の下で支援〕

- ・ 福祉機関等との連携を強化し，これらの機関から情報を得るなどして，被援助者にアウトリーチ
- ・ 法的分野の問題点（成年後見，悪質商法被害等）については弁護士，福祉分野の問題点（生活保護申請手続等）については福祉担当者がそれぞれ担当
- ・ 全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供

従来の支援・連携のイメージ

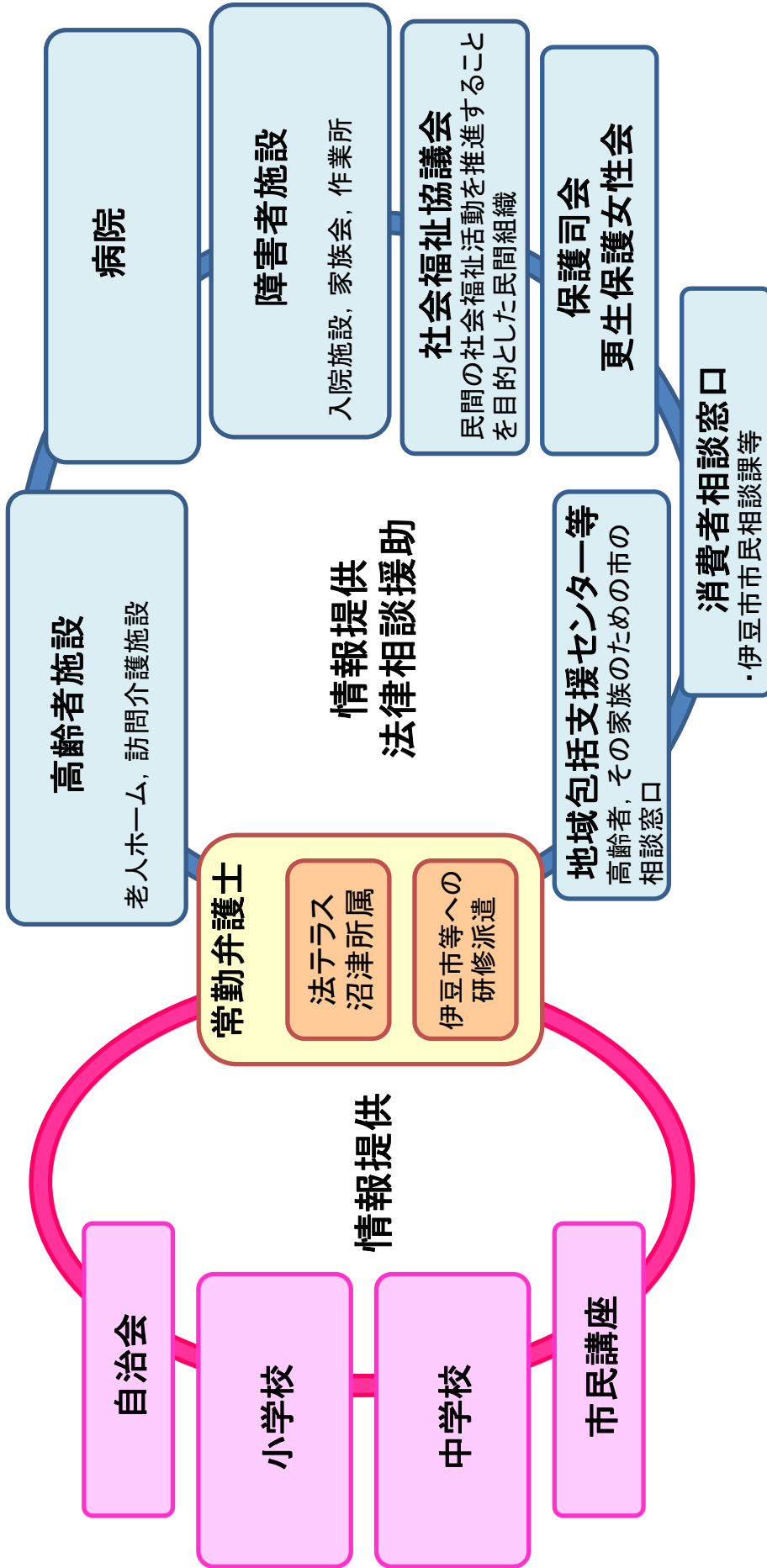


司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



- スタッフ弁護士が担い手  
→ 全国で均質なサービスの提供可能  
報酬化にならない事件への対応も可能  
関連機関との関係構築・連携にも習熟

# 伊豆版 司法ソーシャルワーク等 スキーム



- 高齢者・障害者関連施設, 相談窓口担当者等への情報提供
  - 関連機関との連携の下での法的問題の発見・解決
  - 教員や市民講座受講者等に対する情報提供
- } 司法ソーシャルワーク



グローバル化

国際的な法的問題発生リスク増

現状：これらの問題に対応可能な我が国法曹が極めて少ない

- 外国における訴訟で不当な不利益
- 現地規制の違反による制裁
- 欧米や現地の法律家に依存  
(意思疎通, 国益, 日本の事情の理解などの問題)
- 一般在外邦人のアクセス窓口不足

社会インフラとしての司法制度  
= 政府として対応する必要性

- 海外の日本企業・在外邦人を支援
- 法律家へのより容易なアクセス
- 国益に即した国際訟務案件への対応

その他の試行案

日弁連による中小企業の海外展開支援スキーム 等

海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

- 平成26年度に法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣予定(予算要求中)
- 従事させる調査活動
  - 法的サービスの有効活用のための方策の調査・実践
  - ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考察・実践
  - 国際訟務案件の資料・情報の収集
  - 外国における外弁規制のあり方の検討
- 想定される報告内容
  - 1 日本企業・邦人の支援  
(現地の法制度, 日本企業・邦人の活動分野, 直面しやすいリスク, 過去の事例等)
    - 現地の状況  
我が国法曹への需要  
支援のために我が国法曹が現地でなし得る活動  
効果的な支援を行うために必要な基盤
    - 分析結果
  - 2 国際訟務案件  
過去の事案の調査・検討

## 海外展開総合支援協議会 開催要領

平成24年11月20日

### 1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

### 2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
  - ア ビジネスサポートの在り方
  - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
  - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討

### 3 参加機関・団体等

別紙のとおり

### 4 庶務

法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

(別紙)

参 加 機 関・団 体 等

日本弁護士連合会

海外業務研究会

(シテューワ法律事務所, 森・濱田松本法律事務所, アンダーソン・毛利・友常法律事務所, 西村あさひ法律事務所, 長島・大野・常松法律事務所, TMI 法律事務所, 弁護士法人大江橋法律事務所)

その他の法律事務所

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, 牛島総合法律事務所)

日本経済団体連合会

日本商工会議所

法務省・法務総合研究所

外務省

(オブザーバー)

最高検察庁国際分野専門委員会

経済産業省

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

以 上

## 企業における弁護士の採用促進プラン

### 【法科大学院】

- モデル校となる法科大学院を選定し、日弁連の全面的なバックアップの下、企業内で活躍できる弁護士の育成を目指し、弁護士の専門性にとって不可欠な展開・先端科目等のより充実したカリキュラムを構築
- カリキュラムを修了した者のリストを日弁連で集約し、マッチングに活用
- 法科大学院における企業内弁護士の周知、企業内弁護士の魅力を高めるための教育、広報活動等

### 司法試験合格

#### マッチング機関

#### 【入社】総合職

- 司法修習を経ずに各部署で活動
  - ～法的知識と素養の活用
  - ～法務部や顧問弁護士との連携
- 必要に応じ、司法修習を受け、終了後、弁護士登録をして社内弁護士へ。
- 弁護士法5条2項イにより企業法務経験により弁護士資格取得。(7年の期間について検討する。)
- 日弁連・弁護士会が継続研修を実施。

#### 司法研修所入所

#### マッチング機関

#### 【入社】総合職

- 司法修習終了後に総合職として入社。社員研修を経て、弁護士登録
- 採用後も日弁連・弁護士会が継続研修を実施

#### 弁護士登録

#### マッチング機関

#### 【入社】専門職

- キャリアに応じた中途採用
- 日弁連・弁護士会が継続研修

### ジェネラリスト

### 法務スペシャリスト

### ひまわりキャリアサポートオフィス

→法曹有資格者と企業を  
引き合わせるマッチング機関

- ① WEBを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリング
- ④ 法科大学院での展開・先端科目の履修を踏まえたマッチング  
(企業に加え、専門性のある法律事務所へのマッチングも含む) など

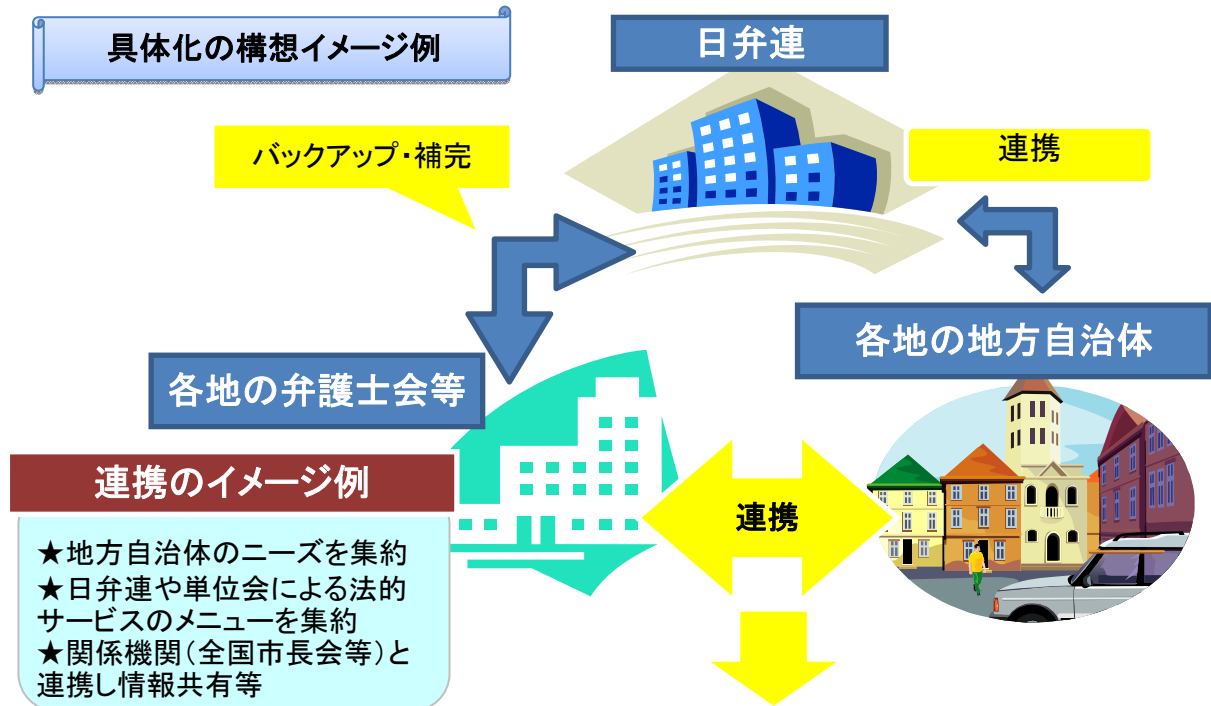
◆第66期(平成25年末司法修習終了)、第67期(平成25年司法修習開始)に対応するため、平成25年中に運用を開始する。

企業等が、大手法律事務所等と対抗できる有力な活動領域となるようサポート

## 全国版行政連携構想(案)

### 事業の概要

地方自治体の法的ニーズに対応し、法的サービスを提供する広報、情報提供、研修、弁護士と自治体のマッチング等を行う体制を、全国的に整備することを検討する



### 当面期待される効果

1. 弁護士会、弁護士による法的サービスの広報、情報提供
2. 自治体のニーズ等に関する情報の蓄積
3. 自治体のニーズに対応する法的サービスの提供促進
4. 弁護士会、弁護士と自治体とのマッチング促進

### 中長期的な到達目標

#### 1. 弁護士一般の活動領域の拡充

センターによる広報、情報提供、マッチングを通じて、自治体の中に入らない弁護士の活動領域を拡充する

#### 2. 自治体のニーズに対応する弁護士(人材)の養成

自治体のニーズ等を蓄積することを通じて、それに対応する弁護士(人材)を養成する

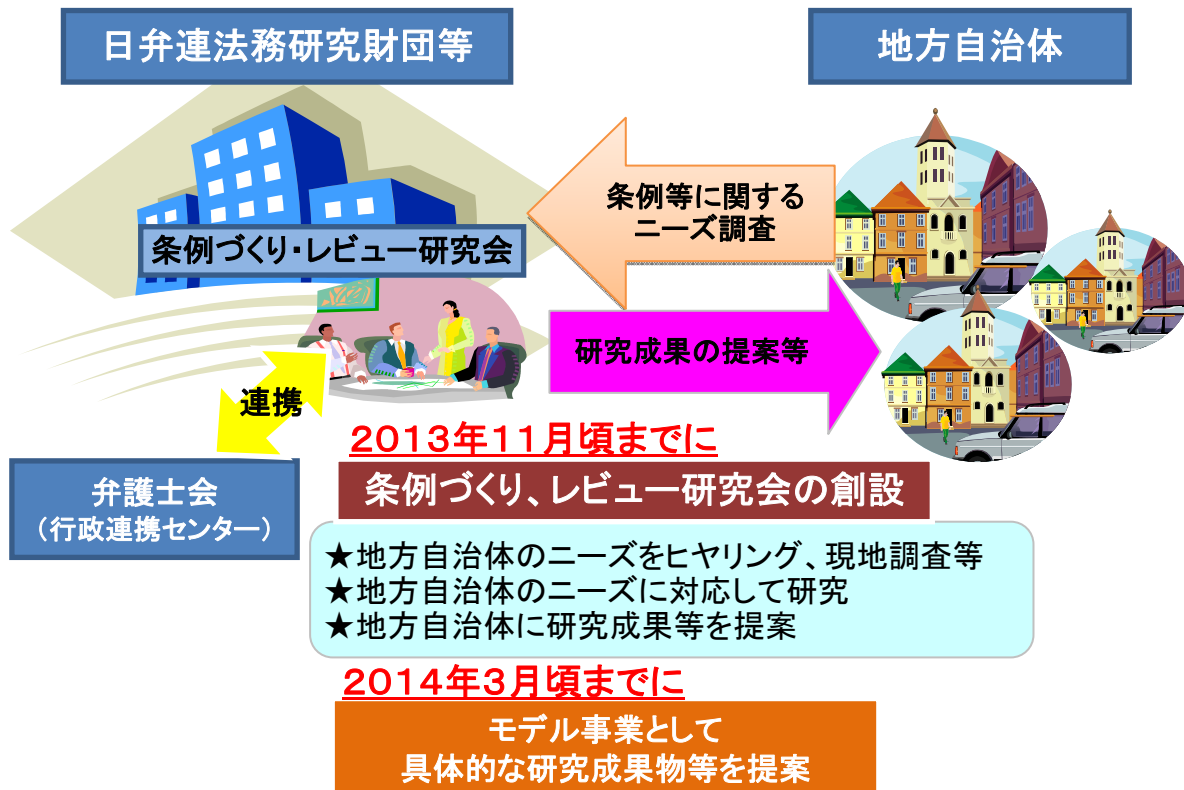
#### 3. 任期付公務員の拡充

1、2を通じて、任期付公務員の任用を促進、拡充する

## 条例づくり・レビュー研究会プロジェクト(案)

### 事業の概要

条例案の策定や既存の条例のレビュー等を担う研究会を発足させ、地方自治体のニーズに対応する提案等を行う、法曹有資格者グループをつくる



### 当面期待される効果

1. 自治体のニーズに応える弁護士の法的サービスを、具体的に開拓、研究、実証
2. 弁護士による法的サービスの広報
  - ※別紙の行政連携センターとの連携、あるいは将来的にその一機能と位置づけることも検討
3. 自治体のニーズ等に関する情報の蓄積
4. 自治体のニーズに対応する法的サービスの提供促進

### 中長期的な到達目標

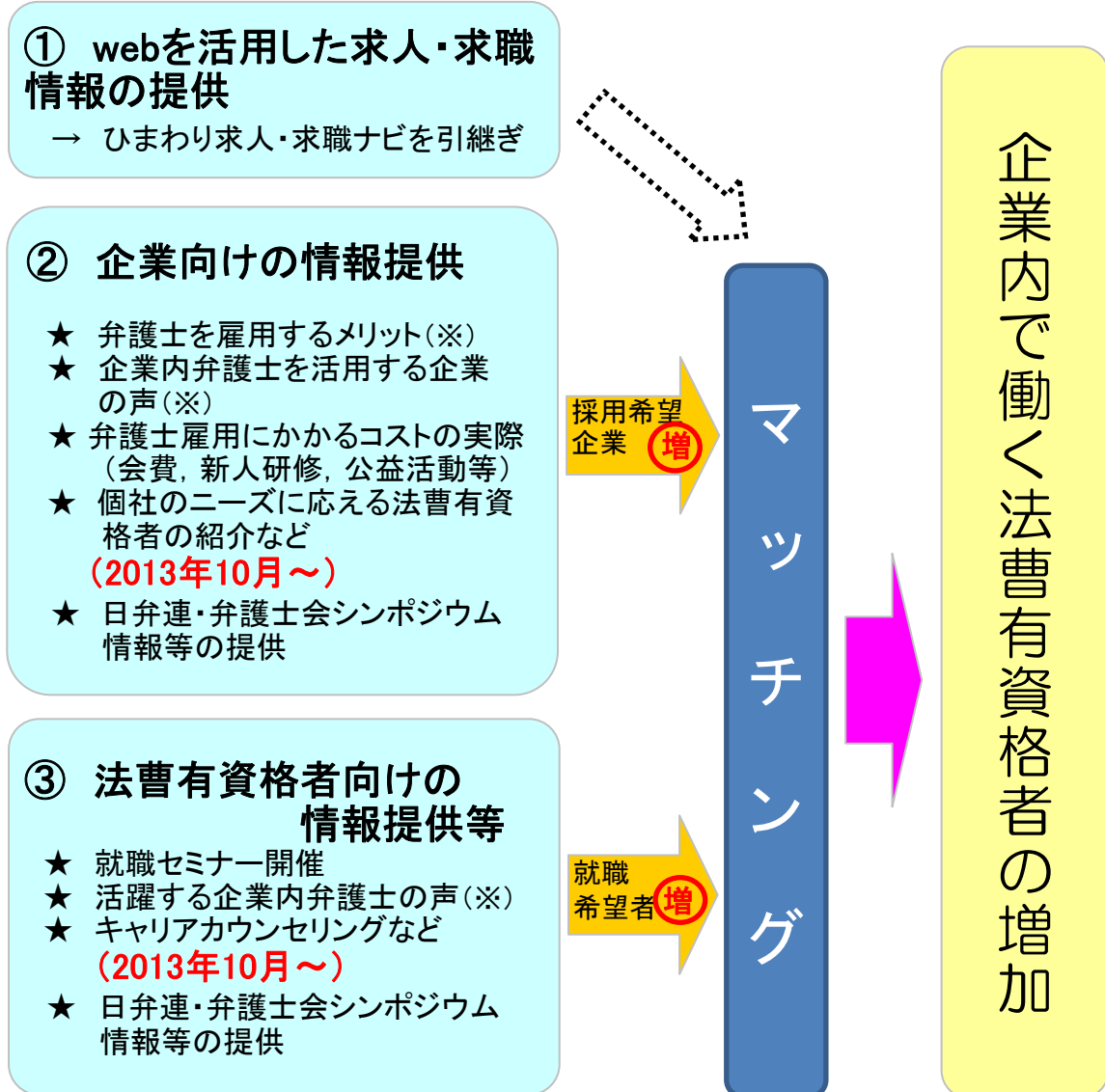
1. 弁護士一般の活動領域の拡充
  - 新しい、かつ具体的な弁護士の法的サービスを開拓、研究、実証、広報することによって、自治体の中に入らない弁護士の活動領域を拡充する
2. 自治体のニーズに対応する弁護士(人材)の養成
  - 具体的な自治体のニーズ等を蓄積することを通じて、それに対応する弁護士(人材)を養成する
3. 任期付公務員の拡充
  - 1、2を通じて、任期付公務員の任用を促進、拡充する



## ひまわりキャリアサポートオフィス(仮称)設置事業(イメージ)

### 法曹有資格者と企業を引き合わせるマッチング機関をつくる

- ① webを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリングなど



### 分科会での具体的取組

- キャリアサポートオフィスの組織体制の検討(2013年10月～) → 設置
- 広報ツール(②③(※))の作成(2013年10月～)
- マッチングの試行(2014年1月～)  
「お試し」採用(1年～数年単位の契約社員)含め実施

女性企業家と協働する女性弁護士プラットフォーム事業(イメージ)

女性企業家と女性弁護士グループが協働

- ① 気軽に協働できる関係づくり
- ② セミナーの実施
- ③ 企業と顧問弁護士, 企業内弁護士のマッチングなど

① 気軽に協働できる関係づくり

- ★ 懇談会
- ★ 法律相談会
- ★ SNSを活用した情報交換など  
(2013年10月～)

② セミナーの実施

- ～ 企業経営にまつわる法的問題
- ★ 会計・税務(他士業との連携も)
- ★ 従業員の雇用と労働問題
- ★ 特許・商標・著作権
- ★ 海外取引, 海外進出など  
(2013年10月～)

弁護士ニーズの  
広がり

③ マッチング

- ★ 顧問弁護士, 企業内弁護士のニーズへの対応

企業家と協働する法曹有資格者の増加

女性弁護士の多様な働き方を応援・女性弁護士の活用

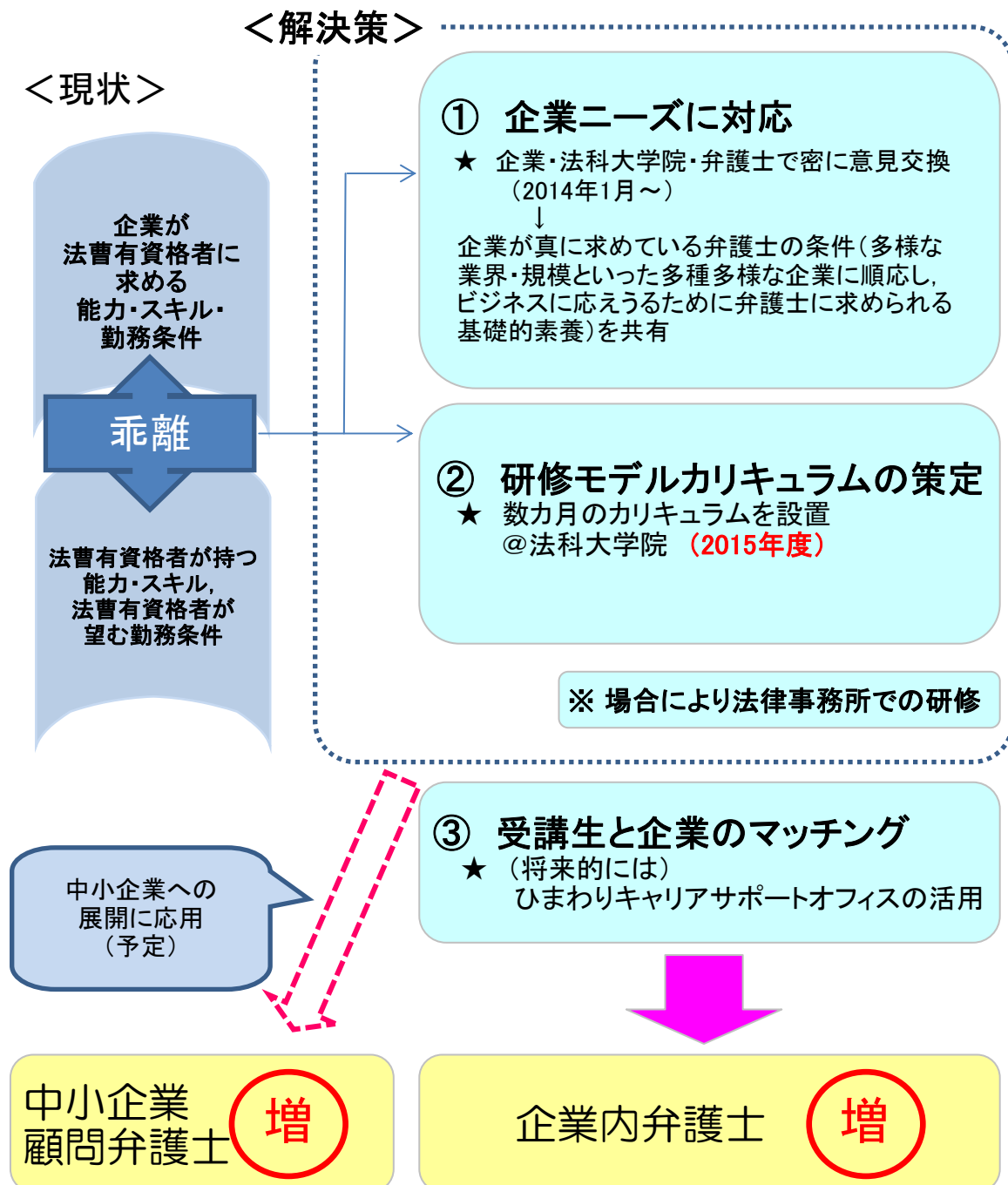
ex.

- 育児休業明けの女性弁護士の復職機会提供
- 育児中のパートタイム勤務の機会提供(顧問弁護士・企業内弁護士)



企業で活躍できる法曹有資格者を養成するモデルカリキュラム策定事業  
(パイロット事業・イメージ)

- ①企業ニーズに対応し得る素養を有した法曹有資格者を  
②研修で養成し、  
③送り出す。



人材育成事業(案)

実践・実務

実務経験  
(登用/実働)

実践的研修

法曹養成  
語学力  
海外分野への興味

● 国際機関等への就職支援等

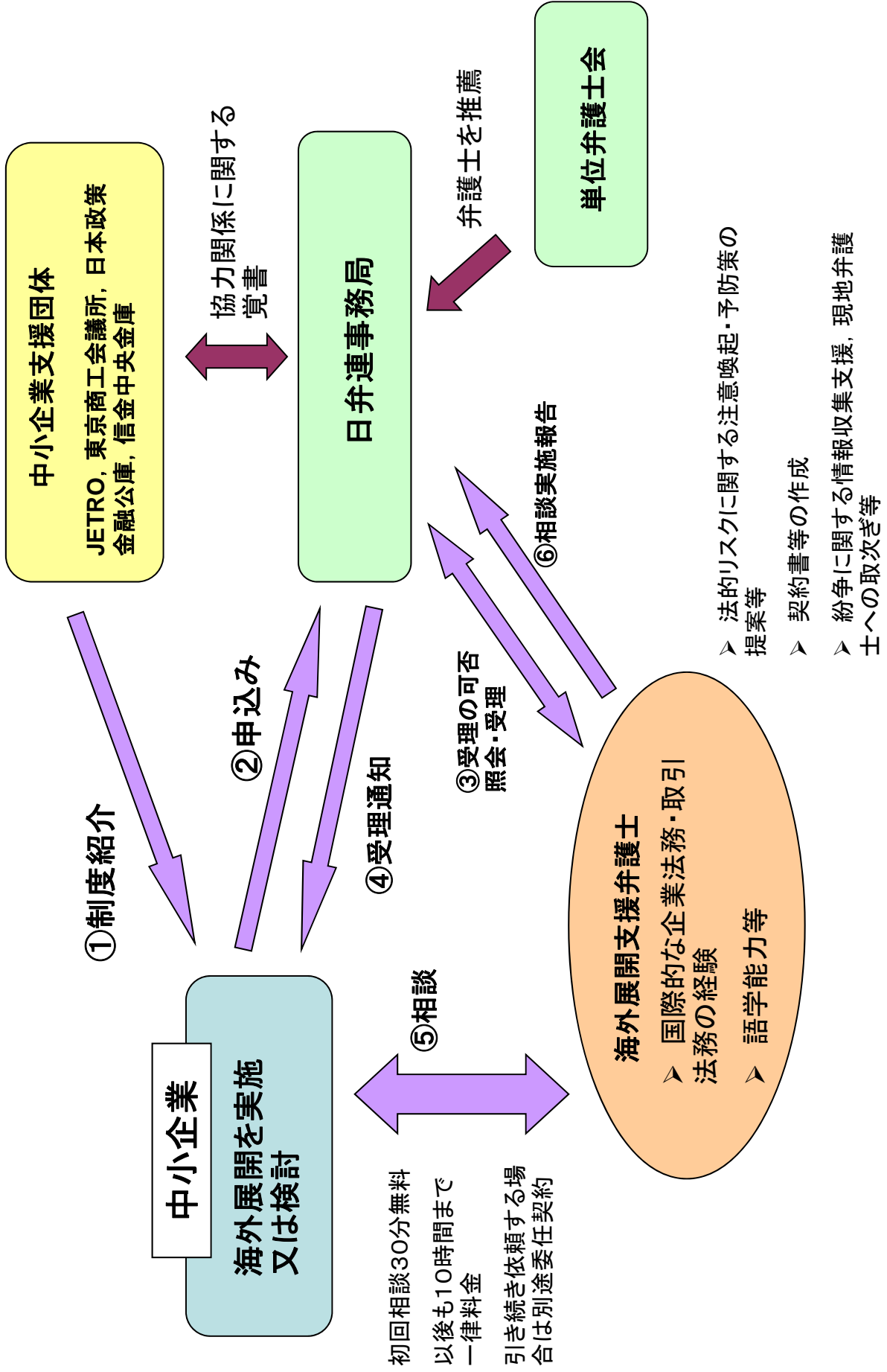
● 国際機関等での研修の実践  
(在外の国際機関でのインターンetc.)  
～これまでの実践例～  
・海外弁護士会と交換インターン(2013.1 日弁連、香港  
 法律師会と覚書締結)  
・駐日国際機関(国際労働機関(ILO)、赤十字国際  
 委員会(ICRC))でのインターン

● 海外分野に精通した弁護士と共同  
 での実務経験の蓄積  
● 現地法令・現地情報の蓄積  
→ 海外分野担当弁護士の  
 拡充

● 研修の実践(例えば、経済人や支援機関担当者による講義etc.)  
～これまでの実践例～  
・ライブ実務研修「中小企業の海外展開サポートにおける法律実務」  
・eラーニング「中小企業の海外展開業務に関わる実務上の諸問題」

● 法科大学院、司法試験、司法修習における国際化を意識したカリキュラム開発  
や試験  
～これまでの実践例～  
・国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー【主催：日弁連、共催：法務省・外務省、後援：法  
 科大学院協会・国際法学会】  
・鶴岡公二外務省総合外交政策局長特別講演「国際社会と法律家の可能性～日本の実務法曹へのメッセージ  
 ～」  
・セミナーの開催【広島平和構築人材育成センター(外務省事業委託先機関)と共催】

# 弁護士による中小企業の海外展開支援のためのパイロット事業





## 企業内リーガルセクションワークショップ・プログラム（2・3年）

2013・秋学期	火6
担当教員名	奥邨 弘司
設置課程	専門職学位課程
設置	法務研究科（法科大学院）

### 授業の目的と到達目標

本 WP は、企業における法務部門の活動を、実務的かつ体系的に学ぶことを目的とする。もともと、企業内で法務部門が対処する分野は幅広いため、15 回という限られた授業時間では、個々の分野に割ける時間は限られる。したがって、細かな専門知識を身につけることよりも、企業内法務の機能を俯瞰的に理解することを目標とする。

特に、各種法務課題への対処に当たって、法務部門は、単なる助言者にとどまらず、社内外のリソースを活用し、また社内関係者間の調整を進めて、最終的な意思決定につながる役割を担っていることを理解してもらいたい。企業においては、専門的な知識の他に、戦略的思考能力、柔軟な対応能力、コミュニケーション能力などが求められることを認識して欲しい。

### 関連する科目との関係

企業内法務が対象とする分野は幅広いため、特定の科目の履修を本 WP の履修の条件・前提とはしないが、多様な法律分野について、卒業までに積極的に学んで欲しい。

なお、本 WP は、企業においてリーガル・スタッフや組織内弁護士として働くことを将来の選択肢と捉える者を念頭に授業をするが、法律事務所において企業法務の専門家を目指す者にとっても、クライアントを理解する上で役立つものと考えため、そのような視点から受講を希望する者も歓迎する。

### 授業の方法

講義と演習を適宜組み合わせる授業を行う。受講者は、指示に応じ、事前に配付された資料を検討した上で、授業に臨むことが求められる。また、受講者に発言の機会が与えられる場合は、積極的な参加が求められる。

本 WP では、担当教員による講義の他に、企業法務実務担当者の団体である経営法友会（<http://www.keieihoyukai.jp/>）の協力を得て、各種企業の法務部門から講師を招き、企業法務の実際について学ぶ機会を積極的に設けることを特色とする。

また、実際に企業の法務部門を訪れ、その実際を感じてもらおうと共に、若手法務スタッフと意見交換を行う場を持つことも予定している（変更の可能性もあり）。

## 教材

担当教員による回は、担当教員作成の資料による。ゲスト講師による回は、ゲスト講師作成の資料による。参考書は、授業時に適宜紹介する。

## 授業内容（予定）

第1回	9月24日	企業内法務総論（1） 企業内法務とは	奥邨
第2回	10月1日	企業内法務総論（2） 企業内法務の歴史・現状	奥邨
第3回	10月8日	企業内法務総論（3） 企業内法務の組織・体制・キャリアパス	奥邨
第4回 ★	10月15日	企業内法務が求める人材、企業内法務と社外 弁護士 企業内法務に求められる人材像	ゲスト講師
第5回 ★	10月22日	臨床（トラブル対応）法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第6回 ★	10月29日	契約法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第7回	11月5日	契約法務演習（1） 機密保持契約などを題材に契約法務業 務を体験する	奥邨
第8回	11月12日	契約法務演習（2） 続き	奥邨
第9回	11月26日	企業訪問（予定） 都内企業の法務部門を訪問・職場見学	調整中
第10回 ★	12月3日	予防法務・コンプライアンスの実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第11回 ★	12月10日	戦略法務・政策法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第12回 ★	12月17日	組織法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第13回	12月24日	予防法務・コンプライアンス演習 社内啓発資料の作成を体験	奥邨
第14回 ★	1月7日	組織内弁護士の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第15回	1月21日	総括講義・質疑応答	奥邨
第16回		レポート作成	

★はゲスト講師ご担当の回（日程は予定で、ご都合によって変更あり）

## 企業内リーガル・セクション WP ～狙いとカリキュラム設計の基本～

### ・ワークショップ・プログラムについて

#### ワークショップ・プログラムの特徴

- ・ 従来型の、いわば縦割りの法学教育体系を横に貫くとともに、総合化することを目指し、複数の主要な実務分野ごとに横断的に組み上げたプログラムです。
- ・ 個別の法分野ごとに修得された知見を、各実務分野における具体的な問題解決に際してどのように活用するのかについて体験的に学習します。
- ・ 実務と理論との架橋を図るために、基本的に実務家教員と研究者教員とが共同して担当し、受講生と担当教員が双方向・多方向的に活発な議論を行います。
- ・ ワークショップ・プログラムの教育理念を実現するために、国際的かつ先端的なゲストスピーカーの招聘を広く実施しています。

慶應義塾大学法科大学院 Web サイトより

### ・企業「内」法務という用語

企業法務が一般的であろうが、ロースクール（LS）の学生にとっては、弁護士事務所における企業法務案件と混同するおそれがあるので、敢えて、企業「内」法務とする

### ・狙い

企業内法務の実際を知ってもらうことで、進路の選択肢の一つとして、企業内法務を積極的に検討する学生を増やしたい

LS生にとって、LSのカリキュラムそのものや実務家教員の指導によって、法曹三者の具体的な働きかた、求められる能力は、比較的イメージしやすいものと思われる。そこで、それには及ばないまでも、このWPを通じて、企業内法務における働き方、求められる能力などについて、少しでも伝えたい。

### ・カリキュラム設計のベース

カリキュラムの基本的なベースは、企業が法務部門に新入社員を受け入れた際の、新人研修。一般的には、法務部門の位置づけ、役割、責任を説明した後、法務スタッフに求められる能力を示し（以上総論）、その後、当該企業にとっての重点法分野の基礎知識および社内ルールなどを講義していく（各論）のが、大きな流れと思われるので、それをベースとする。

ただ、全く社会人経験のない受講生も多いことから、企業で働くとは何か、に関する入社時研修的な内容も取り込む。一方で、法学部卒の新入社員を前提とした、民商法の基本的な解説などは、LS生であることを考えて省略し、より実践的な内容を盛り込む（もっとも、知識を教授するのではなくて、実務を感じてもらうことを主眼とする）

上記を踏まえ、担当教員は、新入社員を受け入れた先輩社員（課長から係長相当）の視点で受講生と接し、本WPにふさわしい教育効果を狙う

### ・講義のレベル

ゲスト講師には、法務部門に配属された新入社員を念頭に置いてもらうように依頼。もちろん、司法試験科目については、法学部卒業直後の新人よりも広く深い知識を



持つが、それ以外の法分野は同等と想定。

社会人経験のない者が多いため、特に、会社の仕組みや組織としての仕事などについては、新入社員研修を受けた新人よりも理解していないと想定。(この点については、担当教員から事前に説明を行うが、基本的な理解に留まることを、ゲスト講師にはご理解願う。)

・担当教員とゲスト講師の役割分担

担当教員・・・授業全般の運営、ゲスト講師担当回以外の講義、ゲスト講師との連絡・調整、課題出題・評価、成績評価、学生対応  
ゲスト講師・・・担当回の講義、質疑応答

ゲスト講師の講義の間での、必要な重複、不要な重複は、担当教員が調整する

担当教員の講義とゲスト講師の講義をバランスよく配置する

・ゲスト講師の講義内容

企業内における法務業務を、例えば

臨床(トラブル対応)法務、契約法務、予防法務、コンプライアンス、組織(機関)法務、戦略法務、政策法務

などの類型に大括りし、各々について、ゲスト講師から実務を踏まえたテーマ・トピックについて講義を行ってもらう

企業内法務の現状を考えれば、まず予防法務やコンプライアンスから始めるべきであろうが、LS生への親和性を考慮して、臨床法務、契約法務から始める。

各類型内で、どのようなテーマ・トピックを取り上げるかは、ゲスト講師の得意とするところを前提に、担当教員と事前にメールなどで相談して決定する

時間的な限度もあるため、細かな知識の教授に主眼を置くのではなくて、実務で求められるものは何か、を解説することを狙いとする

質疑応答時間を長めにとって、学生たちの積極的な発言を求めたい

なお、講義形式に限らず、ソクラティック・メソッド形式、演習形式、いずれでも、学修効果の上がる形式を、講師・担当教員相談の上、選択する

・ゲスト講師担当回の大まかな進行

- ① 担当教員による導入・ゲスト講師紹介(5分程度)
- ② ゲスト講師から会社や所属法務部門の組織や業務について紹介(10分程度)
- ③ ゲスト講師から当日のテーマについて講義(50分程度)
- ④ ゲスト講師との質疑応答・ディスカッション(20分程度)
- ⑤ 担当教員による簡単なまとめ・連絡(5分程度)

以上



法曹養成制度改革顧問会議座長 納谷廣美 様

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する  
有識者懇談会座長 大島正太郎 様

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会座長 田島良昭 様

# 要 望 書

日本司法支援センターの司法過疎地域  
事務所の開設について

鹿角市



## 第1 要望の趣旨

平成26年4月頃を目処に、鹿角市内に日本司法支援センターの司法過疎地域事務所を開設し、スタッフ弁護士を配置くださいますよう要望いたします。

## 第2 要望の理由

### 1 鹿角市及びこれに隣接する地域について

鹿角市は、北東北三県のほぼ中央となる秋田県の北東部に位置し、十和田八幡平国立公園を抱える四季の風情が豊かな小都市です。

市域は、総面積707.34k㎡で南北に長く、四方を山に囲まれた花輪盆地を中心に市街地が開け、その周辺の台地や丘陵に集落が広がっており、総人口は約34,000人です。

本市では、少子高齢化が全国的傾向に先行して進んでおり、平成22年の国勢調査では、年少人口比率が11.6%、高齢者人口比率が32.9%となっています。この傾向は今後も続くとされ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年の総人口は29,708人で、年少人口比率は10.3%、高齢者人口比率は39.1%とされており、このため、平成23年度からの第6次市総合計画において、地域経済の縮小や担い手の不足など地域の活力の低下を招く要因となる人口の減少をできるだけ緩やかにし、平成32年度において3万人台の人口を確保することを目標に掲げ、産業振興による雇用の場の確保・創出や暮らしやすいまちづくりの推進、交流・移住の促進に取り組んでいるところであります。

交通については、市の中央部を南北に東北縦貫自動車道が通り、鹿角八幡平と十和田の2つのインターチェンジによって、盛岡、青森、八戸などの主要都市と車で約1時間で結ばれる一方、秋田地方裁判所がある秋田市までは、国道285号を經由して約2時間30分を要します。秋田地裁大館支部のある大館市までは国道103号を經由して約40分（積雪期は約60分）の距離にありますが、秋田県の出先機関（鹿角地域振興局）が置かれるなど、一定の自立した生活圏を形成しています。

なお、鹿角地域振興局の管内市町村は、鹿角市と小坂町の2市町ですが、小坂町の総人口は約5,800人で、同様に少子高齢化が進んでおり、平成22年の国勢調査では、年少人口比率が10.1%、高齢者人口比率が36.5%となっています。

## 2 鹿角市及び近隣の弁護士等の状況について

鹿角市内の弁護士等の状況については、鹿角市内に弁護士事務所はありません。他の法律サービス関係では、司法書士が3人、うち認定司法書士は1人いるだけであり、鹿角市は、身近なところで法律サービスへアクセスすることが困難な地域となっております。

秋田地裁大館支部管内では、隣接する大館市に弁護士事務所がありますが、公共交通機関を利用して鹿角花輪駅前から大館駅前まで移動する場合、鉄道では約52分（1日平均8本）、路線バスでは約90分（1日平均11本）を要し、高齢者等の交通弱者が容易に相談できる環境にはありません。

【秋田地裁大館支部の弁護士等】（単位：人）

	弁護士	司法書士	
		うち認定司法書士	
鹿角市	0	3	1
小坂町	0	0	0
大館市	5	7	4
北秋田市	0	2	2

## 3 鹿角市に弁護士が常駐する必要性（ニーズ）

### (1) 法的相談が行える機会の充足

秋田弁護士会や秋田県司法書士会の無料法律相談は、大館市での開催や電話相談が主であることから、鹿角市では、身近に法律問題へ対処できる機会を設けるため、次表のとおり4つの無料相談を行っています。

その中でも弁護士による無料相談の利用件数が多い状況であり、これは、問題の解決に向けより専門的な助言を得たいという市民ニーズの表れと見ることができますが、毎回、10人の定員を超える利用希望者があり、希望者全員が利用できる状況にはなく、定員になった時点で断っている状況です。また、大館市の弁護士に依頼して行っていますが、相談時間が1人あたり15分から20分程度と非常に短く、その場で十分な説明を受けられるという状況にはありません。また、相談内容は、金銭問題をはじめとして、相続問題、離婚に関する相談など、他の相談では対応できない内容が多い状況で、相談件数も毎年増えております。

さらに、相談者には高齢者が多く、大館市まで足を運ぶことに負担を感じる方もおります。認知症、知的障害、精神障害、身体的障害等の理由により、災害時の避難に支援を必要とする方は平成24年5月現在で1,440人おり、こうした方々にとっては、市内で迅速に相談できる専門家の存在が重要です。

このため、より身近なところで、じっくりと法律的な相談を行うことができる環境が求められており、これらの法律サービスを必要とする市民が迅速に相談に行くことができ、また、移動が困難な市民のもとには、迅速に出張相談に来ていただくことができる市内に常駐する弁護士の存在が望まれます。

#### 【市で行っている主な相談】

	対応者	開催回数	相談件数 (H24)
総合相談	人権擁護委員、行政相談委員	年12回	41件
弁護士相談	弁護士(市外)	年8回	76件
相続・登記相談	司法書士(市内)	年6回	22件
土地・家屋相談	土地家屋調査士(市内)	年6回	5件

## (2) 高齢化への対応

高齢者人口比率30%を超える鹿角市では、今後、見守り支援が必要な高齢者や一人暮らし高齢者が増加し、成年後見制度等の潜在的な対象者の増加が予想されます。現在、成年後見制度を利用している事例は把握していませんが、鹿角市社会福祉協議会内に鹿角地区福祉サポートセンター専門員が1人配置され、平成25年10月現在32人の方の権利擁護事業を行っており、その数は年々増える傾向にあります。

実際、平成24年度の要介護認定者2,560人中、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上で、見守り支援が必要な状態であると判断される高齢者は1,774人(69.3%)であるほか、障害者についても、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持する方のうち、一人暮らしで見守りが必要な方は44人おり、今後、これらの方々の程度の悪化や、少子高齢化・過疎化の進行による一人暮らし高齢者等の増加が予想されることを踏まえると、本市における成年後見人の担い手の確保は緊要な課題であると捉えております。

このような状況に対処するためには、鹿角市又は鹿角地区の福祉関係機関や隣接土業と連携し、専門職後見人の確保や市民後見人の育成などを主導いただくと

ともに、個別事案に際し身寄りがなく報酬が見込めない方の成年後見等に対応いただける市内常駐の弁護士が必要であると考えます。

また、高齢化の進行に伴う課題として、消費生活に係わる被害や空き家に関するトラブルの増加が懸念されますが、弁護士が市内に常駐することで、市の消費生活相談員との連携による市内各地でのきめ細かい消費者教育の実施や、市の空き家問題担当部署による適正管理への助言など、安全・安心な市民生活の実現に寄与するものと考えております。

### (3) 自殺対策の強化

秋田県の自殺率が全国トップである状況の中で、鹿角市の自殺率も高い値で推移しており、市では、平成 19 年度以降、自殺予防の各種啓発・相談事業を実施してきました。

これまで、地域の見守り体制を強化するため、ふれあいパートナー養成講座により 260 人の傾聴ボランティアを育成し、これらの市民が市内 3 か所で毎月 3 回程度の「ふれあいサロン」を開設しているほか、平成 24 年度からは臨床心理士に悩みを相談できる「こころの個別相談」を開始しております。年 19 回の「こころの個別相談」に対し、家庭内不和のほか、健康不安、借金問題に関するものなど、32 件の相談に対応しました。

このような取り組みにより、本市での自殺者数は減少傾向を見せておりましたが、平成 24 年の自殺率は、一転増加に転じ、41.9 と県内の市部で最も高くなる結果となり、対策の難しさを実感するとともに、取組の一層の強化の必要性を感じているところであります。

自殺の動機で最も多いのは健康問題（病苦）ですが、これに起因する収入の減少や借金の増加等の経済事情等については、弁護士が対応しうる問題があると考えられ、平成 25 年度の相談事例では、孫の借金問題の相談から、弁護士の無料相談につなげた事例もありました。このため、例えば「こころの個別相談」で臨床心理士と一緒に相談を行ったり、又は臨床心理士からの紹介を受け迅速に一緒に対応する弁護士がいれば、自殺予防対策の強化につながるものと考えます。

#### 4 まとめ

- (1) 上記のとおり、高齢化が進む鹿角市では、福祉と連携した法的支援や自殺対策に関連する法的支援など喫緊の課題があり、今後さらに、そのニーズが増加することが予想されます。

このような市民、特に福祉との緊密な連携が必要となる高齢者のニーズに迅速に応えるためには、専門家による定期的な巡回相談では、その後のフォロー等を考えれば十分なものとは言い難く、市民がいつでも相談でき、市民のもとにいつでも相談に行っていただける弁護士の存在が必要です。また、個々の法律相談に対応するだけでなく、鹿角地域の行政機関、福祉機関、医療機関、隣接士業団体などとネットワークを作り、専門職後見人の確保や市民後見人の育成などの制度の構築、運用に継続的に関与いただくためには、関係機関の担当者と顔の見える関係を築くことが不可欠であり、遠隔地からの出張では十分な対応は望めないことから、鹿角地域に密着した弁護士の存在が必要です。

このため、鹿角市及び小坂町を含む鹿角地域内の福祉機関に集まる法的ニーズの受け皿となる弁護士が、物理的にも心理的にも近いところ、すなわち鹿角市内に存在することが必要と考えております。

- (2) 鹿角市では、これからの日本の少子高齢社会が抱える問題が既に顕在化しておりますが、日本司法支援センターの司法過疎地域事務所の開設を通じて、地域（自治体及び福祉機関等）と司法（弁護士）との有機的なネットワークを構築することで、この問題に対応したいと考えています。そのため、今回の要望については、単に司法過疎地域に弁護士を配置していただくのではなく、地域と連携することを念頭に、弁護士を地域サービスの一員に位置づけられないかと考えているところであります。これは地域にとっても司法にとっても新しい試みになると思われ、このような手法により掘り起こされるニーズの種類・量等の実績によっては、同様の司法過疎地域における民間を含む弁護士事務所開設の可能性を基礎付ける有用なデータになりえるものと考えます。そして、その業務実績から、一般の弁護士事務所が十分成り立ちうるものであるとの結果が出れば、同様の司法過疎地域に弁護士が安心して開業できることになり、住民からすれば、より充実した適切な法的サービスを受けることができ、弁護士からすれば、地域自治体、福祉機関等との連携という新たな形態での活動領域の拡大につながるものと考えます。僭越なご提案ではありま

すが、本市への設置を要望する事務所については、司法過疎地域の解消のため、弁護士活動領域の拡大のためのパイロット事務所として位置づけていただくことも可能かと存じます。

- (3) 以上のとおり、本市が抱える課題は喫緊のものでありますので、可及的速やかに、可能であれば平成26年4月頃を目処に、鹿角市内の市庁舎又は福祉機関に近接した場所に、日本司法支援センターの司法過疎地域事務所を開設し、スタッフ弁護士を配置くださいますよう要望いたします。

平成25年12月12日

秋田県鹿角市長

児玉



